

(目的)

第1条 この規約は、丸山自治会（以下「自治会」という。）が設置し、相模原市から多目的広場として承認を受けた相模原市中央区宮下本町1-4-3に所在の区域（以下「子どもの広場」という。）の利用に関し定めるものとする。

(本規約の適用)

第2条 子どもの広場は、自治会員又は自治会が認めた方（グループを含む。）であれば個人、団体を問わず本規約に従い利用できる。

- (1) 自治会主催の行事は、本規約によらず自治会三役の合議により利用方法を定める。
- (2) 自治会主催の行事以外で広場全体又は一部を占有して利用する場合は、本規約に従うものとする。但し、子ども同士や親子が一時的に遊んだりすることは、禁止事項を行わない限り自由とする。

(利用区域)

第3条 子どもの広場の利用区域は、別紙1の地図に示す「丸山子どもの広場」と表示された区域とする。

(利用時間)

第4条 子どもの広場の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。これ以外の時間は、利用不可とする。

(利用の申請及び許可)

第5条 子どもの広場を利用する方は、別紙2の「丸山子どもの広場利用申込書兼利用許可証」により申請し、自治会三役の許可を得るものとする。

(禁止事項)

第6条 子どもの広場の利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止する。但し、自治会が認めた場合は、この限りではない。

利用者が次に掲げる行為を行ったことが明らかになった場合又は該当する行為があると疑うに相当の理由がある場合、自治会は子どもの広場の利用停止を命ずる等（次回以降の利用禁止勧告を含む。）必要な措置をとることができる。

- (1) 近隣住民の迷惑になる行為。（音・光・臭気・粉塵等）
- (2) 自動車、オートバイ等の車両乗り入れ。（一時的「15分程度」の資機材の搬入及び搬出は除く。）
- (3) すべての球技やボール遊び。（自治会体育部主催及び認定サークルは除く。）
- (4) 営利目的の利用。
- (5) 犯罪に結びつくと思われる行為。
- (6) 穴を掘る等、土地の形状を変える行為。
- (7) 宗教団体、思想団体、政治団体及びこれらに類する団体が集会を目的とした利用。
- (8) 大音響等を発する機材の持ち込み。
- (9) ペットの連れ入れ。
- (10) ロケット花火等の打ち上げ花火。（ふるさと祭りは除く。）

(注意事項)

第7条 子どもの広場の利用にあたっては、次に掲げる事項を順守し利用すること。

- (1) 子どもの広場の利用に際しては、自治会発行の利用許可証を目につく箇所へ掲示又は携帯すること。
- (2) 高校生以下でのグループによる利用は不可とする。必ず保護者同伴のうえ利用すること。
- (3) 子どもの広場の利用後は、後片付けを行い、原則として現状に復すこと。
- (4) 発生したゴミ等は、各自の責任により持ち帰ること。
- (5) 火気を使用するときは、風向き等に注意し、消火器又は水を用意すること。
- (6) 子どもの広場内での盗難、事故、怪我等については、自治会は責任を負わないものとし、利用者各自の責任において防止に努めること。
- (7) 付帯施設等を破損又は紛失した場合、自治会は、損害賠償を請求する時がある。

(維持管理)

第8条 子どもの広場の維持管理は、自治会が行う。

(免責事項)

第9条 相模原市及び自治会は、以下の損害に対し一切の責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が子どもの広場の利用により被った被害及び第三者に与えた損害。
- (2) 相模原市及び自治会は、子どもの広場の利用を予告なしに停止及び休止できるものとする。この場合に利用者が被った損害及び第三者が被った損害は、利用者が負担するものとする。

(本規約の変更)

第10条 自治会は、必要があると認めた場合、自治会員への事前通知を行うことなく、この規約を変更できるものとする。

本規約の変更後に子どもの広場を利用した場合、その利用者は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、平成28年10月1日から施行する。



## 別紙 2

丸山子どもの広場 利用申込書兼利用許可証

申込先 丸山自治会長殿

申請者 氏名 \_\_\_\_\_ (丸山自治会 班)

住所 〒252-0211

相模原市中央区

電話 \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

以下の通り 丸山子どもの広場 を利用したいので申し込みます。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 利用者・グループ                 |  |
| 利用目的                     |  |
| 利用期間                     | 平成 年 月 日( ) 時 分 から<br>平成 年 月 日( ) 時 分 まで |
| 参加予定人数                   |  |
| 利用内容<br>(広場で行う<br>行為を記入) |  |
| 火気の使用                    | 無し 有り <火気使用の場合は消火用の水または消火器を準備の事>         |
| 持ち込み機材<br>その他            |  |

上記の利用申請を受理し、利用を許可します。

平成 年 月 日

丸山自治会長

印

尚、利用にあたっては「丸山自治会子どもの広場利用規約」の禁止事項及び注意事項を厳守して下さい

1. 広場で球技を行わないで下さい。またペットを連れ入れないで下さい。
2. 利用に必要な機材の搬入・搬出以外の自動車・オートバイの乗り入れは禁止しています。
3. 近隣の住宅へ迷惑となる行為は禁止します。

(利用時間は09:00~19:00までとし、音・光・臭気・粉塵等に注意下さい)

4. 利用後は後片付けと清掃を行い、ごみは全て持ち帰って下さい。

以上